

第6回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成28年12月13日（火）9:59～11:15

2. 場所：合同庁舎4号館4階第4特別会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、森下竜一（部会長代理）、大田弘子（議長）、
野坂美穂、原英史、吉田晴乃

（専門委員）大崎貞和、川田順一、佐久間総一郎、堤香苗

（政府）松本副大臣、務台大臣政務官、松永内閣官房内閣審議官

（事務局）刀禰次長、石崎参事官、大槻参事官

4. 議題：

（開会）

1. 諸外国における取組と我が国の取組に向けた示唆
2. 関係者からのヒアリング結果の整理（事業者ニーズの把握関係）

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 それでは、時間より若干早い時刻でございますが、当初御予定されている方はいらっしゃると思いますので、始めさせていただきますと思います。

第6回「行政手続部会」を開会させていただきます。

本日はお忙しい中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

出席の状況ですが、國領専門委員は御欠席でございます。堤専門委員は10分遅刻されて来られる予定でございます。

本日は、大田議長が御出席でございます。所用にて20分前に御退席ということでございます。また、大崎専門委員が11時ごろ御退席となっております。

務台政務官にも御出席いただいております。松本副大臣は遅れての御出席と伺っております。

それでは、早速議事に入りたいと思います。まず第1回及び第2回の部会以降、諸外国における取組について詳細な調査を進めてまいりました。その結果と我が国の取組に向けた示唆につきまして、事務局より御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いたします。

○石崎参事官 それでは、資料1をごらんください。「諸外国における取組と我が国の取組に向けた示唆」とございます。

3ページからが本文でございます。

まず3ページでありますけれども、欧米諸国における行政手続コスト削減の取組の概要

とございまして、まず2000年代の取組。これは9月にも御説明いたしましたとおり、英国、デンマーク、ドイツ、フランス等におきまして5～10年の目標を定めまして、25%削減もしくはカナダで言いますと20%削減ということで、標準的費用モデルを用いて行政手続コストを数値化して、その削減に取り組んだということでございます。

その次のページをめくっていただきまして、ここからがこれまで私どもで調べた結果でございますけれども、2000年代及び2010年代の欧米諸国の取組の概要とございます。下の図を見ていただきながら御説明させていただきますと、(1)にありますとおり2000年代においては多くの国で、まず削減目標を決定して、その後に政府全体の行政手続コスト、すなわち事業者側の事務作業費用の測定と、各省における具体的な削減計画の策定が並行して進められたということでもあります。

一方、2010年代からは各国において少し取組が分かれてまいりまして、①としてイギリスやデンマーク、これらの国々は2000年代の取組によって政府全体の行政手続コストが幾らかかるか既にわかっているということなので、パーセンテージの目標ではなくて金額、絶対額の目標に変更したということでもあります。

②といたしましては、一旦削減した既存の行政手続コストをこれ以上増やさないという基準など、これはOne-in/One-OutもしくはOne-in/Two-Out、Three-outというものがございますけれども、ドイツ、フランス、イギリス。それから、トランプ米国次期大統領も100日プランでOne-in/Two-Outというものを表明しております。

③でありますけれども、削減目標を設定せずにフランスにおきましては官民10の分野別のワーキングを設置して、ライフイベント・アプローチと申しますが、個別の1つずつの措置を検討したといったところでございます。

ページをおめくりいただきますと、以下、各国の例でございます。時間の関係がありますので、かいつまんで説明させていただければと思います。

5 ページ、③に行政手続コストの測定手法とあります。9月に大体1,700万ポンド、12カ月、大分時間と期間を要して計測したと言いますけれども、一応その対象としては1,435の規制だったということでもあります。

6 ページ以降は行政手続コストの計測結果であります。これで見ますと行政手続コスト、6 ページの上段の表でありますけれども、全体の大体68.8%が3つの特定の省庁に集中していたということでもあります。そして、削減効果が高かった取組というのも限られておりまして、8 ページを見ていただきますと行政手続コストの削減効果が高かった上位10の取組とあります。すなわち①が労働法ガイダンスプログラム。これはオンラインツールなどを使いまして処理できるようにしましたとか、②としましては消費者向け広告など商業上の不正行為に関するルール等でありまして、これら10の取組でもって大体行政手続コストの相当部分の削減となっているということでもあります。

9 ページ以降がイギリスの2015年以降の取組でありまして、イギリスの場合はその後、金額の目標に変えたということでもありますけれども、10ページが最近の取組であります。

2015年5月から2016年5月、最近約8億8,500万ポンド削減したということでありませけれども、ただ、批判も出ておりました、特定の買い物客へのレジ袋料の賦課というのが10億ポンドということで大半を占めるということなのですが、これは買い物客が括弧に書いてありますように、お店にレジ袋料を支払う規制の結果、事業者がその分、レジ袋代をもらえるというマイナスのコストが発生しているということなので、イギリスの下院の中からは、そういったところが事業者の規制コストを削減するという本来の趣旨とは合致していないのではないかという批判も出ているということでありました。

11ページからがイギリスの最近の取組であります。Cutting Red Tape Reviewと申しますけれども、対象分野を特定してレビューを実施したということでありまして、政府全体の削減でありますけれども、重点的にレビューする分野というものをエネルギー、介護、鉱業、廃棄物などということで設定して、そこを重点的にレビューしているということがあります。

それから、One-in/Three-Outということでありまして、これは1つの規制を追加したから3つ廃止というわけではなくて、これはコストベースであって追加的なコスト、1ポンドに対して既存の規制を3ポンド減らすということでありまして、初めはOne-in/One-Outに取り組んで期待以上の成果をおさめたために、2013年からOne-in/Two-Out、そして2015年からOne-in/Three-Outにしたというところでございます。

12ページが実際にOne-in/One-OutもしくはOne-in/Two-Outの結果でありまして、確かにイギリスの場合はINとして新規の規制で32億ポンド入れたのですけれども、廃止が53億ポンドありますので、ならしてみますと2011～2015で大体One-in/Two-Out弱ぐらいの結果が出ているところであります。

13ページからがデンマークでありまして、デンマークにつきましてはイギリスと同様に行政手続コストを25%削減したということでございます。デンマークにつきましてはイギリスと同等のところもありますので省略させていただきますが、あえて言いますと14ページでありますけれども、デンマークにつきましてはE-BOKSということで、企業及び個人に対する電子私書箱の保存を義務づけていて、事業者の利便性を向上させているということで、ITを使った仕組みを使っているということでもあります。

16ページからがドイツでありまして、ドイツにつきましてはデンマークやイギリスから少し遅れますけれども、2006年から取組を始めまして、5年間で25%を削減するといった取組を行っております。具体的な取組の内容は16ページの④削減実績にありますとおり、電子インボイスですとか、会計法の近代化法といった会社法関係、社会保障関係などが比較的大きな取組になっているところでございます。

ドイツにつきましては、時間の都合でめくっていただきまして20ページからが新たな手法の導入ということで最近の取組であります。ドイツにつきましてはイギリスに並びまして2015年7月からOne-in/One-Outルールを導入しております、やはり新規のコストに見合うだけの既存のコストを削減する。それから、(d)にSME testというものを導入しまし

て、中小企業への影響を確認させて、規制の新設によって中小企業の負担が増大しないよう各省に努力義務を課している。例えば行政手続のIT化に際しては、政府が新規のITシステムを導入する際には、ITに対応できない中小企業に配慮することを義務づけているとか、こういったことをやっております。

21ページ、Life Situation Approachといいまして、ドイツも当初は客観的な行政コストを計測するといったところを中心にやっていたのですけれども、最近は行政手続の満足度調査ですとか、そういったものを事業者のニーズと課題を幅広く吸い上げて、行政手続の改善策を検討する仕組みを導入してきているところでございます。

23ページ、フランスでありますけれども、フランスにつきましては今回ほぼ新規で入れているところであります。重点分野の設置と簡素化の検討と書いてございますように、(1)①にありますように2年ごとに大体3,000の事業者への電話ヒアリングを実施して、行政手続に対する事業者の改善ニーズを吸い上げている。その吸い上げた結果というのがこちらの23ページの表で、横の軸が過去2年間に当該手続を行った企業の数が多いかどうか、それから、どれだけ煩雑と考えているか。そういうものをクロスでチェックしまして、その中から重点分野を検討している。

24ページが具体的な重点的な分野でありまして、フランスの場合は会社設立ですとか事業拡大、事業買収、輸出入ですとか10のワーキングというものをつくりまして、事業者ですとか政府ですとか専門家から構成されたもので、行政手続の簡素化措置を審議しているということでもあります。

④にありますとおり、個別個別に措置を検討しているということで、定量的な目標ということ自体は設定をしていないということでもあります。

25ページからが、これまで3年間の取組ということでもありますけれども、結果については計測がされていまして、417の簡素化措置を実施したということでもあります。②が効果の高かった取組でありまして、1番目に挙げているのは企業情報に係る行政機関内での共有化。これは社会保険関連、その他の行政提出情報について、企業が一度申告すれば関係行政機関内で情報を共有する仕組みを構築するというものでありまして、フランスではフランス版のTell Us Onceと呼んでおりまして、イギリスでも同様のTell Us Onceという取組があって、イギリスの場合は市民向けの死亡届ですとかパスポートですとか運転免許とかなのですけれども、フランスの場合はそういったことは事業者向けということでやっていて、行政機関内での情報の共有化を行っているところであります。

27ページからがカナダでありまして、カナダにつきましてはヨーロッパとは異なる形で2007年から始めていまして、情報提供の義務の数を20%、8万項目削減するというのがカナダの2007年から2009年の取組であります。

28ページに行きますと、カナダの最近の取組でありまして、カナダは最近Red Tape Reduction Action Planというものを公表しまして、ここでは割とヨーロッパに近いような③にあります標準的費用モデルを2012年から導入しまして、その測定というのはヨーロ

ツパの場合は大体コンサルタントで委託していたのですけれども、政府内でマニュアルを使って政府の公務員が計測している。内生化されているというのはそういう意味ではありません。

Red Tape Reductionの中にはOne-for-Oneルール、ヨーロッパで言うところのOne-in-Oneルールに近いものですか、小規模事業者レンズということで、小規模事業者への配慮のためのチェック項目ですとか、そういったものは大きくやっております。

その次にアメリカでありますけれども、31ページをごらんください。アメリカは削減の対象としてPaperwork Burdenということで、ヨーロッパのスタンダードコストモデルというのは人件費×時間で見えていたのですけれども、アメリカは時間（Time）だけで見えているということでありまして、書類作成負担というものをどれだけ時間をかけてやったかというのを物差しにしているということでもあります。削減目標につきましても、1981年から断続的に数値目標というのはつくって削減に取り組んでいるところであります。

32～33ページが削減手法でありますけれども、これは80年以降、何回か修正はしておりますが、時間削減に取り組んできたという経緯が書いてございます。

34ページ、⑤に参考とありますけれども、トランプ次期米国大統領は11月21日に就任後の100日計画のビデオレターを公表して、その中で一部報道もされておりますが、One-in/Two-Outルールを導入することを表明しております。

35ページからが、各国の取組から得られる我が国の取組に向けた示唆ということでありまして、いろいろな示唆があると思っておりますけれども、例示として挙げさせていただいたのが1～5の点であります。

1につきましてもは、削減目標の設定に当たっての物差しということでもあります。まず各国、カナダ、アメリカ以外でありますけれども、2000年代は行政手続コストについてはパーセント、割合の目標を設定した。一方、2010年代の取組においては、①にありますように2000年代の取組によって、これは先ほど説明したとおりでありますけれども、政府全体の行政手続コストが既にわかっているということで、絶対額の目標に変更する国、それから、行政手続コストをこれ以上増やさないという基準を設定する国、それから、削減目標を設定せずに、官民の10の分野別ワーキングを設置して個別措置ベースで検討するという国に分かれている。

我が国において、どのような物差しで目標を設定すべきか。留意点といたしましては、今時点におきましては、我が国は政府全体の行政手続コストはわかっていないということでもありますから、現時点で削減目標を設定する場合は、絶対額の基準というのは無理ではないか。すなわち①の絶対額の目標というのは無理ではないかと思われま。

One-in/One-Out、One-in/Two-Outというのは、行政手続コストを各国の例で言いますと相当程度削減した後に、新規制の導入に際して行政手続コストを増加させないという手法であるということでもあります。

36ページ、行政手続コストの計測範囲ということでもありますけれども、各国の取組にお

いては、相当程度の費用と時間をかけて政府全体の行政手続コストを計測したけれども、行政手続コストは結果として特定の少数の手続に集中していることが明らかになった。例えばイギリスの場合で言いますと、上位10の取組で政府全体のコスト削減の69%、約7割を占めるということで、ヨーロッパに出張に行ったときにはヨーロッパの担当者からは、これまでの反省を踏まえれば日本の場合、対象を絞った上で行政手続コストを計測するほうがよいのではないかとアドバイスもございました。そういった中で、我が国において行政手続コストの計測の範囲をどのように設定していくべきかということがございます。

3番目といたしましては、行政手続コストの計測手法は欧州型の標準的費用モデル。これを社内費用（人件費×作業時間）＋社外費用、これはコンサルタントなんかには払う費用ですけれども、人件費×作業時間を計測している。それから、アメリカではペーパー・ワークの削減ということで事業者側の作業時間、Timeを計測しているということに大別されるといった中で、我が国において行政手続コストを計測する場合にどのような手法が考えられるか。

4番目としましては、削減目標・削減計画の設定手順でありますけれども、アメリカ以外の各国の取組、2000年代の取組においては、まずトップダウン的に削減目標を決定して、その後行政手続コストの測定ですとか、各省における具体的な削減計画の策定を並行して進めた。欧州の担当者からは行政手続コストの削減目標、標準的費用モデルによる政府全体のコスト測定を完了する前に目標を設定したわけですけれども、それによって特段の問題が生じないという見解が示されております。

我が国において削減目標の設定、行政手続コストの測定、そして削減計画の設定というものをどのような段取りで実施していくべきかということでもあります。

5番目として重点分野の設定であります。2010年代においてはヒアリングなどによって把握した事業者のニーズを踏まえて重点分野を設定する国、これまでも言いましたようにフランスやドイツがあります。それから、目標自体は政府全体に網かけはするのですが、レビューを実施する際に重点分野を設定するという国も出てきている。これがイギリスであります。ヨーロッパの担当者からは、ヒアリングなどにより多数の事業者のニーズを幅広く拾い上げ、それをもとに重点分野の設定、簡素化措置の検討を行うことにより、事業者、国民、関係省庁それぞれに対する納得性を確保できる。

それから、事業者ニーズに基づき重点分野の設定、簡素化措置の検討を行うに当たっては、事業者の実感を反映することが重要である。具体的には標準的費用モデルでは必ずしも客観的に捉えられない処理期間ですとか、そういった問題も含めた事業者の負担感を、ヒアリングなどによってくみ上げて対応方針を決めるべきである。フランスでは一部処理期間についての削減も行われているみたいです。

対象事業者の多い規制を簡素化することが、国全体の定量的なコスト削減効果を大きくするには有効である。しかし、その簡素化の度合いが不十分な場合、要するに広く薄くなってしまう場合には、個別の事業者にしてみると例えばたった2分の削減しかつながら

ないような行政手続簡素化では、役に立った実感が得られないといった不満が生じる。そういった点に留意すべきだとのアドバイスがございました。

我が国において重点分野をどのように設定していくべきか。また、その場合の重点分野について、どういったような意味づけをしていくべきか。こういった点についても考えていくべきではないかと思っております。

後の資料につきましては欧州の標準的費用モデルの簡単な訳文でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問等がございましたらば、お願いしたいと思えます。いかがでしょうか。

吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 ありがとうございます。非常にわかりやすい手法を幾つか名だたる国々のものを集めてくださったので、比較しやすいかなと思えました。

この中で実際にコスト削減、いろいろと削減目標に向かったメソドロジーというものがあるのですが、これは実際のエクスキューションに当たってどういう組織体制でこれを行ったか。例えば政府CIOみたいなところが全部権限を握って、ここがリーダーシップをとってやったのか。そういった情報があると非常に役立つかなと思えます。何かありましたら共有いただければと思います。

○高橋部会長 事務局、いかがでしょうか。

○石崎参事官 実施主体、各国さまざまでございます。イギリスについてはベター・レギュレーション・エグゼクティブという部署がございまして、そこが規制緩和、行政手続の簡素化をやっております。ベター・レギュレーションということなのでディレギュレーションではなくて、手続をよくするという意味でのベター・レギュレーションと言っております。

ただ、情報統括しているところ、また、Tell Us Onceと先ほど申しましたけれども、市民向けの情報を一括するようなシステムをつくっている部局というのは別につくっているようです。ただ、我が国においてもその情報をやっているような部局と、規制改革をやっている部局の連携をどうやっていくかというのが、1つ課題としてあると思っております。

○高橋部会長 ほかの国はいかがですか。その辺はわからないですか。

○石崎参事官 ほかの国は、ドイツの場合はベター・レギュレーション・ユニットというところが行政手続の簡素化の取りまとめをやっております。フランスについては行政手続簡素化取りまとめ部署としてSecretariat-General for Government Modernisation'sといったところがあります。フランス政府で言うと首相府ですから内閣府のようなところでありまして、各省に簡素化をやってもらっている。そのような感じだと思っております。

○吉田委員 行政の簡素化やコスト削減についてはその方法というのは幾つかあると思う

のですけれども、日本でも既に直面しているように、各官庁どのようにまとめて、どういうリーダーシップで、どのようにエクスキュージョンをしていくかというのが、一番肝心なところだと思うのです。

この前、韓国に行ったときに予算を全て一つに集めて、各省庁にはプロキュアメント、要は調達をさせないというすごいリーダーシップで実行したと言っていました。それも1つの手法だと思いました。

それから、すごくおもしろいなと思ったのは、例えば、役人の方が実際に達成した実績に対してインセンティブ制度が設けられていて、例えばそれが30%ボーナスに反映されるとか、そういう方法を採用していました。人をどのように動かすかというのも重要だと思いますので、参考になると思います。ここは各国のやり方をもう少しヒアリングしてもいいのではないのでしょうか。

○高橋部会長 どうも貴重な御示唆ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。原委員、どうぞ。

○原委員 大変参考になりました。ありがとうございます。

削減目標に関して私の理解したところでは、既存の行政手続についてごそっと目標を定めて削っていくというやり方と、One-in/One-OutとかOne-in/Two-Outのような新規のものをつくっていくことについて抑えていくという両方があるということで、ここは前者だけするのかどうか御議論あるのかと思いますけれども、一方で既存のものを削っていても新しいものがどんどんできていくということはやはり問題かと思しますので、これは両方合わせて導入することは検討の余地があるのかなと思いました。

その上で御質問は、特に後者を念頭に置いたときにコストベースでOne-in/One-Outといったようなことをやっているということは、どこかのタイミングで一時的にコスト測定をしているのではなくて、継続的にずっとコストをはかっている。それから、新規に導入するものについても予測の測定をしているということだと思しますが、これはどういったやり方でやられているのか。これは日本でも同じような規制の導入に当たっての事前の手続があったと思いますが、これは余り機能していないように認識しております。これをさらに強化していこうとしても、すぐに想像されるのが担当の役所が新しく導入する規制については、コストを非常に安く見積もるといようなことが起きがちなのだろうと思われるわけですが、そういったところはこういった工夫を各国でされているのか。もしおわかりでしたら教えていただければと思います。

○高橋部会長 事務局いかがでしょうか。

○石崎参事官 入れている国の中で英国とかドイツはもともとSCMモデルということで、割りかし客観的な政府全体の費用、ということは当然、個別の規制の費用についてもコンサルタントを使って割と客観的に算出していたところがあります。ただ、One-in/One-OutとかOne-in/Two-Outの場合というのはフローの費用でございますので、必ずしも政府全体の費用を計測しなければOne-in/One-Outができないということではなくて、出るところと

出すところの費用を算出するということでもありますので、そういったところはあると思います。

例えば日本の場合、各国の状況だけ見ますと割と25%削減というのを最初にやりまして、それで1回やってストックの削減をやった後に、フローを増やさない手段として少し間をあけてOne-in/One-Outが入ってきたという、日本の場合どうするかとなりますけれども、経緯で言うと割と25%削減というのが2000年代にあって、その後、増やさない手段として2010年代にOne-in/Two-Out、One-in/One-Outというものが入ってきたというのが見られるのではないかと思います。

○高橋部会長 よろしいですか。

それでは、森下部会長代理。

○森下部会長代理 事務局の大変な御苦勞の結果ではないかということで、非常にわかりやすい資料をまとめていただいて大変ありがとうございます。

質問というよりも意見なのですけれども、規制改革推進会議は、以前から世界最先端の規制を実現するという目標を掲げていますので、その意味ではこれは国際先端テストに当たるような調査なのだろうと思います。そうすると各国の事情を踏まえた中で、今回の結論としては世界最先端の行政手続の削減を目指すのだろうと思うのです。

ただ、時期の設定をいつにするかというのが一番大きなものだと思うのですけれども、2020年までというのであれば、ある程度の数字をちゃんと出していく必要があるだろう。それから、先ほど来お話になっていますように、行政削減の手続のためにそれ以上、費用がかかるような調査をするということも無駄だと思うので、アメリカ型のペーパー・ワークがどれだけ減るか。それが一番重要だと思いますし、正直、事業者の方もそれが一番わかりやすいのではないかと思います。そういう意味では日本で具体的にできるような手法をとりながら、できるだけ削減していく。

One-in/One-Outでは変わらないのではないかと。そういう意味ではOne-in/Two-OutあるいはThreeはやり過ぎかもしれませんが、具体的な数字をこの会議で決めていくのも大変重要なことと思って先ほど来、聞いておりました。

○高橋部会長 吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 とっても賛成です。私も行政コスト削減について、費用だけに注力してしまうと、例えば派遣の安い人たちを雇うということになると本来の目的から離れてしまうことになる。そうすると、やはりペーパーレスというところに注力しなければいけないのかなと思ったりします。先ほど森下さんのおっしゃったように世界最先端の行政改革を実現するためには、ITの実現です。すなわち日本のデジタル化というところに注力して、これを成長戦略につなげていくというのが当初からの目標だったと思います。そこで少し英国のプロキュアメントの事例をご紹介します。英国では、当社、ブリティッシュ・テレコムも容赦なく落とされるような公正な手続がとられています。当社は英国で言うNTTのような存在で、政府の仕事は何十年と担当させていただいている。しかし政府の要望にそぐわ

ないと容赦なく、本当に小さなアントレプレナーにすばっとシステムを持っていかれてしまうのです。それぐらい国内や海外企業も含めて、すなわち、外資も入れて、持ってきたところに政府は発注するのです。

こうした環境にいると公正競争という規範が磨かれ、テクノロジーも向上していかざるを得ない。このような方法には、詳細にはいろいろとエピソードがあるので、きれいに割り切れないこともあります。いかに産業を育てていくかという点からみると、参考になることが随分あるのではないかと思います。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。今、ペーパー・ワーク削減の御意見があったのですが、一方で結構ヒアリングをしていると、事業所を回ったりして時間と人件費がかかって負担感が多いとの話もあるのですが、その辺はどういうふうに。

○大崎専門委員 感想みたいなもので申しわけないのですが、海外でやっているやり方はまず全体のコストを明らかにした上で、そこから大きく下げた上で新たに入れるものに対して削減するものを決める。こういうストーリーだと非常によくわかったのですけれども、一方で全体のコストを計算すること自体が物すごいコストを要するという問題があります。そこで私は、まずはこういう手続は要らないのではないかというのを、既にやっていたいているわけですけれども、事業者からどんどん集めて、要らないのではないかとされているものは徹底的になくすというものをやった上で、One-in/One-OutなりOne-in/Two-Outなり、そういうことをやって減らしていくというのがまずは現実的なのだろうなという感想を持ちました。

それから、ペーパー・ワークかどうかということは、私は余りこだわり過ぎないほうがいいのではないかと思います。後で御説明があるのかもしれませんが、事業者ニーズのほうを見てもIT化されてかえって面倒になったという御指摘があるような手続も具体的にあったりしますので、紙かどうかということは余り問題の焦点ではないのではないかと。むしろとにかく実際に手続をとる人たちにとって負担感がどうかということですから、外部の人を雇わなければいけないということですか、IT申請に対応しなければいけないというコストもできるだけ増やさないようにするという姿勢が非常に重要ではないか。感想みたいなことで申しわけないですけれども、そう思いました。

○高橋部会長 森下部会長代理、お願いします。

○森下部会長代理 ペーパー・ワークの意味なのですけれども、単純に紙がなくなるという意味ではなくて、作業時間の話を単に言っていると思うので、大崎さんと同じですけれども、要するにIT上の話にしても作業時間が伸びたものはペーパー・ワークが伸びているということだと思うので、ペーパー・ワークという言い方がアメリカ流だと思うのですけれども、作業時間が減るかどうかが多分指標という意味で、そこは御一緒ですね。そういう理解で事務局は考えてもらえればと思います。

もう一点いいですか。これも意見なのですけれども、計測範囲に関してなのですが、こ

れを全部やるというのはなかなか大変だと思うので、1つはこの会議でもずっとしているような事業者の方からのニーズが多い分野。もう一つはニーズが上がってこなくても海外で非常に削減効果が大きい分野ということで、例えばイギリスの例で言えば消費者向け広告など商業上の不正行為に関するルールというのが2番目に挙がっています。最近、私もここで広告に関していろいろ勉強していると、いわゆる薬機法（旧薬事法）、景品表示法、健康増進法と3つの法律が実はかぶっていて、一体どれが上位概念になるのかとか、どういうふうに切り分けられているのか全然わからないのです。ガイドラインもどうも出ていないみたいですし、そういう意味ではこの分野というのはニーズとして挙がりにくい分野だと思うのですが、削減効果が大きい分野だろうと思うので、その意味では実際に国内でのニーズが多い分野と、海外の事例から見て削減効果が大きい分野を幾つか選んで、そこを重点的に見ていくのが現実的ではないかと思います。全部やるというのは大変だろうと思いますし、余り意味がない分野も多分あるかと思うので、そういう意味では分野制定、フランスは10でしたっけ。10ぐらいの分野でやってもいいのかなと、これは意見ですけども、思います。

○高橋部会長 川田専門委員、お願いします。

○川田専門委員 私も意見なのでですけども、コスト削減というものは、事業者、会社もよくやるわけです。「一律何%削減」とシンプルに目標を設定することが多いのですが、その前提は総コストがわかっていることなのです。総コストがわかった上で不要なもの、目的がわからないものを削減して、例えば「トータルで10%」というような削減目標を設定するわけですけども、行政手続について、総コストがわからない中でパーセンテージだけを言っても、結局は実効性が伴うのかわからないのではないかと私は考えております。

また、今までのヒアリングを聞きますと、重点分野はかなり絞られているのではないかと。大体皆さん言っていることには共通項がありましたので、この部分で削減効果を出せるのであれば、そのような手法のほうが事業者にとってパーセンテージよりもわかりやすいと思います。

したがって、とりあえずコスト削減の目標値をつくるのが目的ではなくて、行政手続コストが下がったことを事業者が実感できるような施策が重要ではないかという思いがいたしました。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。では野坂委員、どうぞ。

○野坂委員 今、ご説明いただいた資料1の18ページですが、ドイツの場合には「省庁横断的規制」というように、省庁別とは異なる項目として削減額が計上されているのですが、他のEU諸国の資料を見る限りではそのような項目が設けられてはいません。通常、1つの行政手続や規制というものが複数の所管省庁にまたがる場合に、今回調査されたドイツ以外のEU諸国では、省庁ごとの削減額をどのように認識しているのか、またそ

の場合、省庁間ではどのように調整を図っているのか、御存知であれば教えていただきたいと思います。

○高橋部会長 では事務局、お願いします。

○石崎参事官 ドイツも含めて各国、大体まずどの所管というよりは、それぞれの規制、許認可なら許認可の規制ごとの事業者にどれだけ負担がかかっているかというのを計測しているみたいであります。結果としてその規制が複数の所管にわたっていけば、複数の省庁で協力してやるということだと思っておりますけれども、基本的には先ほど申しましたとおり、この規制の見直しを行う行政手続の簡素化の当局というのが首相府ですとか、各国の取りまとめを行う、割とリーダーシップを持っているところの部局が行っているということでもありますので、そういったところで省をまたがる案件も調整しているのではないかと思います。

○高橋部会長 いかがでしょうか。では大崎委員、どうぞ。

○大崎専門委員 今の点について、今後もっと具体的に議論するのもかもしれないのですが、気になったので思ったのですが、この話を各省庁にノルマを課して、それを融通し合うような話には絶対にしてはいけないなということを強く思いました。変な比喻かもしれませんが、排出権取引みたいになって、うちはこれだけ減らすから、おまえのところはこれだけ減らさなくていいよみたいなことをやり始めると、非常に恐ろしいので、正直いろいろな省庁にまたがるものなんかは、別にどこがどう減らしたかは正直どうでもよくて、全体として事業者負担がどう軽くなったかを見ていくという姿勢に徹したほうがいいなど。感想でございます。

○高橋部会長 どうも貴重な御意見ありがとうございました。

1つ、川田専門委員から貴重な御示唆をいただきました。事業者の実感が非常に重要であるというお話をいただいたのですが、その一方で目に見える削減ということであると、目標値をどうやって定めるか、あるいは、定めるべきかどうかということだと思うのです。私自身は、大雑把でもいいけれども、目に見える削減目標みたいなものは要るのではないかと考えているのですが、その辺、何か御意見があれば御指摘いただければと思います。

森下部会長代理、お願いします。

○森下部会長代理 やはり高橋部会長が言われるとおりで、数字がない目標なんて意味がないというか、やる意味もないと思うのです。先ほども言いましたように世界最先端の数字をちゃんと出して、それに対して各省庁に大変ですけども、頑張ってください。規制改革推進会議は今まで個別の案件をずっとやっていましたが、こうした横枠でちゃんと串を刺していくというのは初めての試みですので、これはきっちりと大きな数字を出して、皆さんに汗をかいていただくというのが大前提だと私は思います。逆に数字を出さないのだったらこの部会をやる意味が余りないかと思いますので、ぜひ数字をしっかりとしたものをつくってやるというのが大事なかなと。これは私の意見ですけども、思います。

○高橋部会長 務台政務官、いかがでしょうか。

○務台政務官 イギリスの例で、消費者向け広告で大分削減効果が高いという御紹介がありましたけれども、我が国の場合に当てはめてどうということのかなということをお教えいただきたいのですが、今、消費者庁で加工食品の原料原産地表示制度を導入しようということで、食品加工メーカーの方なんかは負担が増えると言って大分苦情も出ていますが、例えばこうした新規規制を設けようとする場合、One-in/Three-Outのような仕組みがイギリスにはあるようなのですが、もしイギリスで同じような議論があったときに、例えば消費者庁のほかの規制でThree-Outで何か出してくるということになるのかならないのか。日本の実例でどういうイメージなのかなということのを、わかれば教えていただきたいと思えます。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

○石崎参事官 まだよく調べていないので、調べてみたいと思っております。

○高橋部会長 結構重要なことなので、対象事業者が違うところでは、こちらを入れたからこちらという話も対象事業者が違うと難しいところがあると思えます。そこはよく調べていただきたい。

吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 一つの効果の測定方法手法についてですが、ペーパー・ワークとかコストを削減する目標に向かって、まず全体像を最初に調べるのがプロセスだと思いますが、最初のところでこの作業に時間がかかると分かたら、例えば申請のトランザクションの数を調べる方法もあると思えます。これは実際にイギリスで行われた事例で、いままで1日10件だったものが15件になったとことで評価をする。そういう方法もあると思えます。

そうすると、先ほどIT化の話もありましたが、ITプロバイダも使いやすいものをつくらうという工夫が出てくるようになります。アプリケーションにしても、ポケモンGOをするのに今どきマニュアルを読む人なんていないわけです。ああいうわかりやすいものをつくらうという努力をする。行政側側のトランザクションの数をきちんと把握できれば改善の数字で見えると思えます。1つのアイデアですが。。

○高橋部会長 どうもありがとうございます。

今、新しい規制を入れたときに規制全体が増えていくことについて、やっている間はどうかんだという御意見もあったと思うので、現状の規制の新設についてはどういうコントロールがあって、仮にOne-in/Two-Outみたいなものをしないときに、では代替手段として我々が進めていっても新しい規制がどんどんできてはまずいときに、ではどういうことが考えられるのか。その辺は次回までに少し事務局で調べて、案というか1つの調査結果を出していただければありがたいと思えますが、それはできますか。

○大槻参事官 少し調べてみたいと思えます。今でも法令を通すときには内閣法制局が審査をしていますし、それとは別に規制の新設審査という観点から政府部内でも審査を行っておりますので、そういった状況は調べたいと思えます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。その辺を踏まえて次回、どのように考え

るかさらに検討していきたいと思います。よろしいでしょうか。前半の議論はこのぐらいでよろしいでしょうか。

それでは、次の議題に入りたいと思います。第3回から第5回の部会におきまして、事業者ニーズの把握のために関係者からのヒアリングを行いました。その結果について整理しておりますので、事務局から御説明を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。○大槻参事官 資料2でございます。1ページ目ですけれども、ヒアリングの実施ということで、事業者のニーズを把握していくことが必要でありますから、10月から11月にかけて、この部会におきまして経済団体、士業団体、政府関係機関、有識者の合計13の団体等から意見聴取を実施いたしました。

2ページ目でございます。聴取した意見の分析ですけれども、各団体から聴取した意見を全て足し上げましたところ計187事項でございました。(注)で提出事項について分割または統合と書いていますけれども、各団体提出書類におきまして1事項としているものでも、複数の内容が含まれていると考えられるものは事項を分割しています。また、各団体提出書類におきまして、複数の事項としているものでも、同一の内容と考えられるものは事項を統合しております。

こうして意見を事業段階別に整理しましたところ、事業開始時の手続が24事項、事業継続時の手続が152事項、事業拡大時の手続が5事項、事業終了・承継時の手続が6事項であり、事業継続時の手続が多かったところです。

この分類は事務局で整理とありますけれども、各団体提出書類におきまして、事業段階別の整理を行っていただいている団体もありますが、横並びの観点から事務局が整理を直したのもございました。また、事業段階別の整理を特段されていない団体については、事務局より適宜整理を行ったところでもあります。

3ページ目でございます。これら187の意見を16の負担感の類型別に整理をしましたところ、以下のとおりでございました。

「①提出書類の作成等の負担が大きい」、これが意見数52で、一番多かったものでございました。この後、書類に関するものとか審査基準に関するものが続きます。「②同じ手続について、組織・部署毎に申請様式・書式等が異なる」「③審査・判断基準が分かりにくい」「④同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる」「⑤要求根拠が不明の資料の提出を求められる」。

それから、これが2番目に多かったものですが、「⑥同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口に提出しなければならない」。

⑦、⑧はITに関するものです。これがそれぞれ3番目、4番目に多かったのですが、「⑦手続のオンライン化が全部又は一部されていない」「⑧手続のオンライン化はされているが使いにくい」。

⑨から⑪にかけてが時間に関するものであります。「⑨手続に要する期間(処理期間)が長い」「⑩申請を受理してもらえない」「⑪申請受理後の行政内部の進捗状況が分からない」。

⑫は利便性の向上の話ですけれども、「⑫手続に関連する情報が入手しにくい」「⑬手数料や保険料、税等の負担が大きい」「⑭規制・制度により事業の機会を失っているもの」と。これは規制・制度のため今までできなかったことが、規制を見直したり、制度を新設することでできるようになったといった趣旨でございます。これも一定程度ございました。

それから、「⑮書類の保管等の負担が大きい」「⑯コスト削減の取組全般に関する意見等」ということでございました。

4 ページ目ですけれども、このページ以降はこの16の負担感の類型別に、187事項全てを表にしたものであります。類型ごとに幾つかの例をかいつまんで説明させていただきます。

最初、①提出書類の作成等の負担が大きいものの例でありますけれども、例えばNo.2「農振法における農用地除外申出の添付書類」ということで、資金計画書などの事業計画書、場合によっては残高証明書や融資予定証明書の提出も求められることがあり、こういうことが負担であるとしております。これは日本行政書士会連合会からの意見でございました。

No.6に「廃業の届出の際の事実確認書類」というのがあります。行政機関から実際に事業が終了していることを確認できる資料等を求められるなど、事実確認への対応が負担となっているということで、全国社会保険労務士会連合会からの意見がございました。

5 ページ目ですけれども、No.17「社会保険（雇用関係）の助成金に関する提出書類の簡素化」がございました。ある助成金では、従業員一人一人の教育計画、あるいは報告書、評価シート等を提出しなければならないが、簡素化できるのではないかとといった意見が日本商工会議所からございました。

6 ページ目ですけれども、No.27の「公共工事申請の簡素化」ということで、提出書類が非常に多く、作成に膨大な作業時間を要する、IT化に伴う提出書類の簡素化を図ってほしいという全国中小企業団体中央会からの要望がございました。

7 ページ目ですけれども、No.40「在留資格手続における英文書類」ということで、添付資料につきまして後刻和訳を求められることがあるということがJETROからございました。

8 ページ目ですけれども、No.49「補助金等申請に係る書類作成」ということで、書くべき書類が多い、書類の作成、不備の補完や提出などの手間がかかるということで、ビズシード株式会社から御意見がございました。

10ページ目ですけれども、②の類型です。同じ手続について、組織・部署ごとに申請様式・書式等が異なるものの例を御紹介いたします。

No.53、在留資格に関する申請ですけれども、本局では総ページ数8ページの様式であったものの、同局の出張所では18ページの様式を求められているといったことがございました。

No.57、入札参加資格書類の関係ですけれども、自治体ごとにばらばらであるといった意見がございました。

11ページ目ですけれども、今度は③審査・判断基準がわかりにくいものの例ですが、No.60「建設業法に定める業種」ということで、どの業種で認可を取ればよいのか基準等がは

つきりしない、こういったものを明確にさせていただきたいといった意見がございました。

12ページ目ですけれども、④同じ手続について組織・部署・担当者ごとにより審査・判断基準が異なるものの例でございます。No.66「地位の承継」に関しまして、自治体・担当者ごとに手続や審査・判断基準が異なるといった意見がございました。

No.70「労務管理に関する手続書類」ということで、労働局、ハローワークに書類を提出する際、都道府県ごとに必要書類や見解が異なることがあるといった意見がございました。

13ページ目ですけれども、⑤要求根拠が不明な資料の提出の例です。No.73「登記申請時における添付書面の簡素化」ですけれども、固定資産税の評価額証明書の原本、コピーの添付を求められることがあるが、法令等には定められていないということが、日本司法書士会連合会からございました。

14ページ目ですけれども、⑥同様の書類（情報）を複数の窓口にということですが、No.76「事業開始届出」というのがございます。国税と地方税の事業開始届出の記載内容はほぼ同一である。記載内容を統一し、同時提出ができるようにしてほしいといった意見が日本税理士会連合会からございました。

No.81「重複する社会保険の手続事務」ということで、手続をワンストップ化し、情報提供ネットワークシステムとの連携により、重複申請の排除、添付書類の省略を実施すべきという意見が日本経済団体連合会からございました。

15ページ目ですけれども、No.89「マイナンバーの徹底活用」ということで、マイナンバーの普及により情報連携できる範囲を拡大すべきという意見がございました。

16ページ目ですけれども、No.94「起業に優しい行政手続の徹底」ということで、開業ワンストップセンターについて全国でワンストップ化を進めてほしいというのが新経済連盟からございました。

17ページ目ですけれども、⑦の手続のオンライン化が全部または一部されていないということですが、この例につきましては、No.97「文化庁著作権登録制度」というものがあって、FAXや郵送での方法だけでは負担である。電子申請も可能とすることで、利便性が向上するといった意見がございました。No.103「調査・統計への協力」ですけれども、オンライン回答できないものがあるといった意見がありました。

18ページ目ですが、No.110「施設の安全の届出等」とありまして、幾つかの手続、施設の安全の届出、保健所への届出、屋外広告関連の届出について電子化をしてほしいという意見がございました。

19ページ目です。⑧の手続のオンライン化はされているが使いにくいものということで、この例としまして、No.126「電子申告システム一本化」ということで、e-Tax、eLTAXが別システムで不便である。また、eLTAXを始める際、自治体を複数選択することができないといった指摘がございました。

次の20ページ目、No.131「電子行政手続システムのあり方」ということで、特定のOSやデバイスに限定しないシステムとするといった意見がございました。

21ページ目ですけれども、今度は時間です。手続に要する期間が長いということで、No.140「商業団地や工業団地の高度化融資手続に係る書類作成」というのがありまして、都道府県の貸し出しについて、予算計上の関係から時間を要する。あるいは、都道府県等の診断業務が長時間に及ぶといった意見がございました。

その下、No.143「登記簿謄本取得に係る所要時間」ということで、登記簿謄本の取得が1回目のみ時間がかかっている。立ち上げで急いでいるときには負担だといった意見がございました。

22ページ目ですけれども、⑩の申請を受理してもらえないということにつきまして、No.145「特殊車両通行許可申請」というのがございます。電子申請での軽微な不備が差し戻しとなることがあるといった指摘がございました。

23ページ目ですけれども、申請受理後の行政内部の進捗状況がわからないものですが、No.147「個別法に基づく許認可の進捗状況の明確化」ということで、こういったものについて進捗状況がわからないという意見がございました。

24ページ目ですけれども、手続に関連する情報が入手しにくいということで、この例としてNo.150「海外派遣労働者の特別加入」ということで、制度の周知が必要であるといった意見がございました。

25ページ目ですけれども、手数料や保険料、税等の負担の関係ですけれども、例としてNo.158「電気用品安全法における検査対象とその費用負担」ということで、高額な検査費用が生じている場合があるといった意見がございました。

No.160「電子証明書の取得」ということで、電子証明書の発行の手数料がかかるといった意見がございました。

26ページ目ですけれども、⑭の規制・制度により事業の機会を失っているものということで、例えばNo.167「市街化調整区域における営業所等の認可」ということで、現在、貨物自動車運送事業者は、市街化調整区域に営業所を設置することは法的に認められていないとされているのですけれども、現在、設置が認められている特別積み合わせ事業者、こういったものと同様にしてほしいといった意見がございました。また、No.168「第二種免許取得要件の緩和」ということで、タクシー乗務員の人手不足を背景に、免許の取得要件の緩和を希望するといった意見がございました。

飛びまして、28ページ目ですけれども、⑮の書類の保管等の負担が大きいものということで、No.178「補助金の書類の保管義務」ということで、補助事業終了後、実績報告書の5年間の保存義務が負担であるといった意見がございました。

最後、29ページ目でございますけれども、コスト削減の取組全般に関する意見等ということで、例えばNo.186「横串を通した改革にはITの活用が不可欠」ということで、電子化文書の前提など、原則を法的な基本原則に位置づけることを検討すべきといった意見がございました。

少し長くなりましたけれども、説明は以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について御質問等がございましたら、お出しいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

これはかなり横並びになっていますが、これは事業者ごとに特に重点的にやってほしいみたいなものは、星印とかはつけられないのでしょうか。

○大槻参事官 それぞれヒアリングのときにおいて、各事業者さんが特に力を入れて説明されたようなこともございましたので、その力の入れ加減をどういうふうに表すか、考えたいと思えます。

○高橋部会長 工夫していただけるとありがたいと思えます。どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。森下部会長代理。

○森下部会長代理 同じ観点なのですけれども、これは要望が出ていますけれども、相手方の官庁がわからないので、どこの省庁に対する規制かというのも、どこか一覧表の中に入れてもらおうと、次にやりやすいのかなと。ぱっと見た感じ、厚生労働省が多そうな気もするのですけれども、そうでもないようなものもありそうなので、できればどこの省庁が絡むかというのは現時点でも書いておいていただいたほうがいいのかという気はします。

○大槻参事官 これは事務的にも必ず必要になることでございますので、そういった整理も進めてまいりたいと思えます。

○高橋部会長 どうも御指摘ありがとうございました。

それでは、吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 今回の行政手続の簡素化の主眼というのは、経済成長ということだと思えますが、そのためにはデジタル化ということは絶対避けられないと思えます。

ここ数年で何が変わっているかというのと、その中で最近の環境を見ると、マイナンバーに注目せざるを得ない。もっと言えば、デジタルの識別子が事業者にも個人にも、みんなに振られました。これを活用していくのは誰も否定できない大きな日本の動向だと思えます。

行政の簡素化についても、いろいろな要望を検討していくと、これはやはりマイナンバーを使っただけのデジタル化です。

具体化の方法については、いろいろな意見があるかもしれませんが、非常にコストがかかっているといわれる税金と、社会保険の分野から初めてはどうかと思えます。

その中で、例えばセキュリティーの問題であるとか、サインオフのオンライン化であるとか、いろいろな細かいことに直面するようになり、それも解決していく。そんな観点で決めていけばいいのではないかなと思えます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。マイナンバーは重要だと思えますので、その辺、どういうふうに切り込んでいくかというのは、これから議論したいと思えます。

では、佐久間委員、よろしくお願ひします。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

まず、こういう形でまとめていただいて、どういうところにニーズがあるのかというのが俯瞰されるという点で非常に有益だと思います。

ただ、あくまでも今回はヒアリングした方々から上がってきたニーズを分類したということなので、ある母数のサンプルでしかないということは念頭に置かないといけない。例えば、規制改革会議等でやっていたホットラインというのがベースになっているわけではない。例えば、今回ヒアリングした対象に銀行協会とか生保業界が入っていれば、これは全く違う図になります。

ですから、余りここの分析を精緻にする必要は逆になくて、大体こういうところが問題だと。あるサンプルをとって見たときに、こういうところが比重として問題視されているところが多いということがわかればいいのではないかと。また別のサンプルをとれば容易に想像できるのは、全く違うものが出てきます。ですから、ここで例えばお役所で言えば、銀行協会、生保業界が入っていませんから、当局への要望というのはこの中に当然出てこない、非常に少ないということになりますから、余りそこに労力を注ぐよりは、これから何をするかを議論されたほうがいいのではないかと思います。

あと、細かいことを言うと、そういう意味でこの区分も、例えば同じ手続で申請様式・書式が異なるということと、同じ手続について審査・判断基準が異なる、これはほとんど同じようなこと。つまり、同じ手続について審査・判断基準が異なる前提として、多分求めている情報も変わってくるということですので、この辺も大体同じようなものだろうなということで、ざっくり言えば、先ほどと吉田さんが言われたように、一つの手続について縦というか、ある手続が非常に資料が多い、時間を要するというのと、横は同じ手続でばらつきがあるということ、オンライン化が進んでいない、もしくは不十分、使い勝手が悪いといったようなところに分かれるというのはよくわかりました。

以上です。

○高橋部会長 御指摘ありがとうございます。

では、事務局、どうぞ。

○刀禰次長 今の御指摘との関係で、委員からお話があったとおりで思っておりまして、先ほど所管省庁もというお話がございましたけれども、欄を増やすと資料の字が小さくなるので今回はやめたということもあるのですが、今回はあくまでもヒアリングした対象団体についてのございますので、これだけが全体像では全くないと思っております。そういう意味では、この資料でどこが多いか少ないかという判断は不正確だと思いますので、そういうこともありまして、分野とか所管は今回あえて載せなかったという部分がございます。もちろん整理することは可能でございます。

その上で、最後に参考資料で「行政手続部会の進め方について」を毎回付けさせていただいておりますけれども、次回、第7回の12月20日につきまして、「事業者ニーズの把握」というテーマがございます。これにつきましては、この部会でお決めいただいて、ヒアリ

ングのほかに経済団体、経団連、商工会議所などを通じて、事業者の方に幅広いアンケートを行っております。かなりの数の回答も来ておりますので、それを整理しているところでございますが、これは経済団体を通じての調査でございますので、さまざまな業種が入っていると思います。

さらにもう一つは、内閣府のホームページの中で意見募集も行いました。ですから、どこにも出すことがなかった方はここに出していただくということになるかと思ひまして、それほど大きな件数かどうかまだわかりませんが、そういう形で補っているところでございます。

そこで、この「事業者ニーズの把握」というところでは、今回のヒアリングの整理も含めまして、我々が把握している情報全体を改めて整理をし、その際には分野なり所管省庁もおわかりいただけるように整理をしたいと考えております。

本日はあくまでもアンケートの整理というふうに御理解いただければと思います。

○高橋部会長 整理ができてよかったですと思います。どうも御指摘ありがとうございました。

それでは、堤専門委員、お願いします。

○堤専門委員 吉田委員がおっしゃったように、マイナンバーは苦勞して各企業は集めておりますので、ぜひこれを活用して、社会保険、税に関しましては使っていただけると、集めた苦勞が報われるかなと思ひています。

もう一つ、マイナンバーは企業のほうにも振られておまして、幾つか重複の書類を異なるところに出さなければいけないというような意見の中で、企業の例えば助成金とか入札の手續などにどれぐらい税金を払っているとか、消費税など払い漏れがないというような、企業の納税状況などもマイナンバーのほうに今度はひもづけで持っていってければ、例えば入札の際に企業がマイナンバーを書いて各自治体にやれば、自治体のほうでマイナンバーを調べて、企業はどんなステータスなのか。何度も何度も同じような、納税が完結していますという書類を、5つの自治体の助成事業を受けようと思った際には、5回とりにいかないといけないというのはコストとしてもったいないと思ひています。

IT化を進めてほしいと思ひ一方、小規模事業者や高齢の方など、パソコンがやはり難しいという方のために、例えば専門のコールセンターとか、そういったサポート機関というものも、地域のNPOとか、新しい形の雇用とか働き方を考えていらっしゃるような方々がサポートするような形で、進めるところはIT化を進めて、コストは削減する。

でも、それに乗れない方は、例えば全部が公とか組合団体がサポートするのではなくて、違うプレーヤーも活用するような形で、順次IT化だとか行政の手續簡素化のほうに乗せていくような、後押しをするような仕組みができたらいいなと思ひまして、意見を出させていただきました。

以上です。

○高橋部会長 御指摘ありがとうございました。

マイナンバーでどれだけ世の中が変わるかというのは、日本の特殊事情ですので、これ

見るというのは今回の取組が一つの視点かなと思いますので、事務局、お考えいただければと思います。

あと、諸外国でのデジタルデバインドのお話がありました。その視点は我々は参考にしなければいけないと思いました。御指摘ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

大田議長、何かございますか。

○大田議長 ありがとうございます。

先ほどからの話の感想でよろしいですか。こういう省庁横断的な行政改革というのは、日本に成功例があるのかなのか、よくわからないのですが、成功例はなかったような記憶がありますので、部会長が言われたように、すぐに一定の効果が出てきて、それが次のモメンタムにつながるような取組が望ましいなと思います。

それと、かつて80年代にニュー・パブリック・マネジメント、NPMの動きがあつて、それがイギリス、オランダ、デンマークのあたりで起こってきて、そのときの重要なコンセプトがバリュー・フォー・マネーだったわけですね。そのときに、マネーという形でコストを計測してきた経験がある国と日本ではまた違うのだらうと思います。

以上の2つを考えると、なるべく簡素に、皆さんの御意見にあったように、作業時間のような簡素な形で、重点分野を決めてやるのがいいかなと思います。

それから、数値目標をどうするかなのですが、やはり数字がないと霞が関は動きませんので、あったほうがいいと思います。

それから、今のヒアリングも大変貴重で、これを見ていると、IT化で解決できるものがかかなりあつて、IT化というのは標準化を伴いますので、様式の違いとか、見解の違いとか、保管の膨大な量になるといったようなことは解決できる。

1番目がIT化で解決できるもの、2番目が規制が絡むもの、3番目が役所の対応によるもの、つまり、届ける前に何かやらなければいけないとか、単に処理に時間がかかっているような、役所の対応が絡むもの、大きく3つぐらいに分けられるのかなという印象を持ちました。

以上です。

○高橋部会長 突然振って申しわけありません。かつ貴重な御意見をありがとうございます。

いかがでしょうか。大体一渡り委員の先生方から御意見を頂戴しました。次回、事務局から御説明いただきましたように、今いろいろな取組があると思いますので、それを踏まえてまた議論をしていきたいと思います。

それでは、議題2はここまでということにさせていただきます。

本日の議題は以上でございますが、事務局から何かございますれば、よろしくお願ひします。

○石崎参事官 次回の会議は12月20日、火曜日を予定しております。

以上であります。

○高橋部会長 それでは、引き続きよろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。